建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る申請方法については別に公示する。

令和４年12月12日

国土交通省

東北地方整備局副局長　安部　賢
関東地方整備局副局長　石橋　洋信
北陸地方整備局次長　杉野　浩茂
中部地方整備局副局長　佐々木淑充
近畿地方整備局副局長　中村　晃之
中国地方整備局副局長　中﨑　剛
四国地方整備局次長　小林　知宏
九州地方整備局副局長　杉中　洋一

◎調達機関番号　020

◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、40

1　競争参加資格の再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和３・４年度及び令和５・６年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体については、その構成員全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

2　再認定の受付時期及び場所

令和３・４年度を有効期間とする競争参加資格については、令和５月１月１日から令和５年２月15日まで、令和５・６年度を有効期間とする競争参加資格については、令和５年４月１日から令和５年６月30日までの間に、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記１に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記１に定める提出場所において、申請を受け付ける。

3　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html

⑵　申請書等の提出方法　申請者は、持参、郵送又は電子メールにより次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。ただし、再決定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①のうち様式１－３の提出は要しないものとする。

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１及び１－３）

②　共同企業体等調書（港湾空港関係）（様式６）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）

③　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

4　競争参加資格の再認定

次に掲げる客観的事項の項目について審査を行い、付与した点数及び特別事項の項目について付与した点数を併せた総合数値をもって再認定を行う。

客観的事項

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）

③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

5　再決定の結果の通知

「資格決定通知書（港湾空港関係）」により通知する。

6　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

令和３・４年度を有効期間とする競争参加資格については、再認定の日から令和５年３月31日までとし、令和５・６年度を有効期間とする競争参加資格については、再認定の日から令和７年３月31日までとする。

別記１　本店所在地及び提出場所　［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部経理調達課　（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３―３―１仙台合同庁舎Ｂ棟９階（電話022―716―0013）メールアドレスpa.thr-tohokushikaku@mlit.go.jp）

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部経理調達課　（〒231―8436 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎（電話045―211―7413）メールアドレスpa.ktr-keichou@mlit.go.jp）

⑶　新潟県、富山県、石川県、長野県及び福井県　北陸地方整備局総務部経理調達課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6650）メールアドレスpa.hrr-hokurikushins@gxb.mlit.go.jp）

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県　中部地方整備局総務部経理調達課　（〒460―8517 愛知県名古屋市中区丸の内２―１―36ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル（電話052―209―6317）メールアドレスpa.cbr-keiyakukanri@mlit.go.jp）

⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部経理調達課　（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎（電話078―391―7576）メールアドレスpa.kkr-keiyakukanri@gxb.mlit.go.jp）